

＼ 認知症の方とご家族の「もしも」に備える /

みたか認知症あんしんプラン

「見守る」「探す」「備える」に加え、「相談できる安心」で、
認知症の方やご家族を支えます。



1 見守る

見守りシール事業
(ただいまシール)



2次元コード付きのシールを
身に付け、発見者が匿名で
家族に連絡できる伝言板
サービスです。

2 探す

位置探索事業



GPS端末を携帯することで、
居場所が分からなくなった時、
速やかに位置を特定できる
サービスです。

3 備える

認知症保険事業



外出時の事故や損害賠償
にかかる費用を補償する
仕組みです。

4 相談できる

医療・介護の
電話相談



利用決定後、医療や介護に
関する電話相談サービスも
利用できます。

 対象となる方 上記 ① または ② の事業を利用している方 ※保険の対象(被保険者)となります。

保険で補償される内容

個人賠償責任補償

最高 **1億円**

他人にケガをさせたり物を壊したりして、
法律上の賠償責任を負った場合に
補償します。

死亡・後遺障害

1人あたり **50万円**

保険期間中の事故により、不慮の死や
後遺障害が残った場合に支払われます。

死亡時の見舞金費用補償

定額 **15万円**

日常生活における事故で他人にケガをさせ、
相手が死亡した場合、責任の有無に
関わらず見舞金が支払われます。

自己負担
(保険料)

なし

免責金額 **0円**

「免責金額」とは、
損害の一定額部分について、
被保険者などが自己負担する
ものとして、予め設定する
金額のことです。



利用決定後に使える相談サービス

メディカルアシスト

24時間365日受付

- 常駐の救急科専門医や看護師への
緊急医療相談
- 夜間・休日の救急医療機関などのご案内

※専用電話番号は、利用決定後にご案内します。

介護アシスト

平日9時～17時受付

- ケアマネジャー等専門家への
介護に関する電話相談
- 家事代行や見守りシステム、
福祉機器等の優待業者のご紹介



三鷹市健康福祉部高齢者支援課 0422-29-8388

お申込み方法は裏面へ



お申込み方法

次のいずれか(又は両方)の申請書を 三鷹市役所1階 高齢者支援課(12番窓口)に提出

1 三鷹市認知症ひとり歩き高齢者等見守りシール事業の利用申請書

2 三鷹市高齢者等位置情報確認システム事業の利用申請書

各申請書は三鷹市のホームページからもダウンロード出来ます

利用決定までの流れ

1 申請書を提出



2 市で確認



3 約3週間で
結果通知



4 利用開始



お申込みから約3週間で、各事業の利用決定(もしくは不決定)のお知らせを郵送します。

保険の適用例

賠償・漏水のケース

日常生活における事故やトラブル(他人へのケガや物の破損、マンションでの漏水事故など)で、他人に損害を与え、損害賠償を請求された場合などが対象です。



例 他人を誤ってケガをさせてしまった
(自転車でぶつかりケガをさせた など)

- お店の商品を壊してしまった
- 鉄道事故で他人にケガをさせ、損害賠償を請求された など



例

- マンションで風呂の水を止め忘れてしまい、他の人が住んでいる階下まで漏水してしまった。



見舞金のケース

日常生活上の事故で他人にケガをさせ、相手が亡くなられた場合、責任の有無に関係なく見舞費用として**15万円**をお支払いします。



例

散歩中に誤って他人にケガをさせ、その方が亡くなられた。



※保険の対象(被保険者)となります。



お問い合わせ
三鷹市健康福祉部高齢者支援課

0422-29-8388

まずはお気軽にご相談ください